

令和 2 年度環境技術実証事業 実証機関選定の観点

実証機関の公募について

「環境技術実証事業実施要領（平成 31 年 4 月 1 日）」に従い、実証機関を募集します。

実施する実証の概要については、過去に実施した各技術分野の実証要領（添付）を参照してください。実証対象技術によっては、対応する実証要領が無い場合があります。

実証機関選定の考え方について

令和 2 年度環境技術実証事業における実証機関の選定に当たっては、以下の各観点に基づいて行います。※当観点は、平成 31 年度環境技術実証事業実施要領に従っています。

1. 組織・体制について

- ① 実証機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること。
- ② 組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること。
- ③ 定期的な内部監査を実施する体制が整っていること。
- ④ 実証業務にかかる記録の保持を実施する体制が整っていること。

- 実証機関の実施体制等に関する資料
（申請書類：別添 2～別添 3 及び別添 7）
- 実証機関に必要とされる要件を証明する添付資料
（申請書類：別添 1 6）

- ⑤ 品質管理システムが構築・文書化されていること。

- 実証機関の実施体制等に関する資料
（申請書類：別添 4）

2. 技術的能力について

- ① 実証技術区分に関する十分な実績を有していること。
- ② 実証技術区分に関する十分な専門的知識を有する人員を有していること。
- ③ 試験を自ら行う場合は、JIS Q 17025(ISO/IEC 17025)の要求事項に従い、試験データを生成する体制が整っていること。
- ④ 試験の一部又は全部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させる場合は、試験が実証計画に従い適切に実施されていることを監査する能力を有すること。

- 実証及び試験の実施体制等に関する資料
（申請書類：別添 5～別添 8）
- 試験に利用する機器及びその保有状況について
（申請書類：別添 1 4）
- 実証機関に必要とされる要件を証明する添付資料
（申請書類：別添 1 6）

3. 公平性の確保について

- ① 特定の実証申請者等への助言その他行為により、実証の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ② 特定の実証申請者等との利害関係により、試験の実施等の各手続に影響を及ぼすおそれがないこと。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">• 公平性の確保に関する説明資料
(申請書類：別添9) |
|---|

4. 独立性の確保について

- ① 実証機関に属する者が、実証申請者等の役員もしくは使用人である場合は、当該実証申請者が製造等した技術の実証を行わないこと。
- ② 財務上の独立性があること。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">• 独立性の確保に関する説明資料
(申請書類：別添10) |
|--|

5. 機密保持について

- ① 実証業務で知り得た技術情報等の機密保持手続が、実証申請者によって異なるおそれがないこと。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">• 機密保持に関する説明資料
(申請書類：別添11) |
|--|

6. 苦情及び異議申立てについて

- ① 実証申請者からの苦情及び異議申し立て等に対して、適切な処置、記録および是正処置を実施すること。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">• 苦情及び異議申立てに関する説明資料
(申請書類：別添12) |
|---|

7. その他の資料

(1) 経理的基礎について

- ① 実証機関としての役割を果たす十分な経理的基礎があること。
- ② 定期的に会計監査を実施すること。

- 経理的基礎に関する説明資料
(申請書類：別添15)
- 環境省競争参加資格（全省庁統一資格）
(申請書類：別添17)

(2) 経費積算等の妥当性について

- ① 環境省が定める仕様に基づき、適正に実証業務を行えるよう経費の積算がなされていること。
- ② 手数料予定額が、実証要領に添付されている「手数料項目」を踏まえ、適切に設定されていること。

- 実証業務に要する費用の見込み（概算）
(申請書類：別添13)

(3) JIS Q 17020(ISO/IEC 17020)への準拠について

- ① JIS Q 17020(ISO/IEC 17020)に準拠していることは、当該国際規格に関する専門家による研修を受講し、ISO/IEC17020の要求事項に沿った体制整備等に努めていることを確認することで代替することができる。

- 実証機関としての実施体制
(申請書類：別添2)

8. その他

- 選定機関数は、公募された実証対象技術ごとに原則1機関とする。
- 実証事業運営委員会における実証機関選定の具体的な手順については、実証運営機関において、別途規則を定めるものとする。

以上

過去に実施した各技術分野における実証要領一覧

1. 実証要領一覧

- 中小水力発電技術分野
実証要領（平成30年6月11日改定）
- 自然地域トイレし尿処理技術
実証要領(第13版)(平成30年3月改定)
- 有機性排水処理技術
実証要領(平成30年5月30日改定)
- 閉鎖性海域における水環境改善技術分野
実証要領(第6版)(平成30年4月改定)
- 湖沼等水質浄化技術
実証要領(第10版)(平成30年4月改定)
- ヒートアイランド対策技術分野(建築物外皮による空調負荷低減等技術)
実証要領(平成30年7月30日改定)
- ヒートアイランド対策技術分野(地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム)
実証要領(平成30年5月14日改定)

2. 掲載URL（参考）

- 環境技術実証事業ウェブサイト > 「資料ダウンロード」のページ > 「実証要領」
URL: <https://www.env.go.jp/policy/etv/document/index2.html>